

現行	改正後	備考				
<p>1 旅館業の営業の許可 (省略) 【申請書類】 (省略) ○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項 8 旅館業営業許可申請書記載事項（細則第2条第1項） 次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。</p>	<p>1 旅館業の営業の許可 (省略) 【申請書類】 (省略) ○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項 8 旅館業営業許可申請書記載事項（細則第2条第1項） 次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。</p>					
<p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="94 632 987 1015"> <tr> <td data-bbox="94 632 264 1015">名称</td> <td data-bbox="264 632 987 1015"> <p>法第3条に規定する営業の種別にあつた名称にすること。 ただし、事情により止むを得ず種別とは異なる名称とする場合は、本来の種別が分かるような措置を講ずること。 例：簡易宿所営業の施設名称に「ホテル」、「旅館」といった言葉を使う場合は、看板等に簡易宿所営業である旨を記載する。</p> </td> </tr> </table> <p>(省略)</p>	名称	<p>法第3条に規定する営業の種別にあつた名称にすること。 ただし、事情により止むを得ず種別とは異なる名称とする場合は、本来の種別が分かるような措置を講ずること。 例：簡易宿所営業の施設名称に「ホテル」、「旅館」といった言葉を使う場合は、看板等に簡易宿所営業である旨を記載する。</p>	<p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="987 632 1883 1015"> <tr> <td data-bbox="987 632 1158 1015">名称</td> <td data-bbox="1158 632 1883 1015"> <p>法第2条に規定する営業の種別にあつた名称にすること。 ただし、事情により止むを得ず種別とは異なる名称とする場合は、本来の種別が分かるような措置を講ずること。 例：簡易宿所営業の施設名称に「ホテル」、「旅館」といった言葉を使う場合は、看板等に簡易宿所営業である旨を記載する。</p> </td> </tr> </table> <p>(省略)</p>	名称	<p>法第2条に規定する営業の種別にあつた名称にすること。 ただし、事情により止むを得ず種別とは異なる名称とする場合は、本来の種別が分かるような措置を講ずること。 例：簡易宿所営業の施設名称に「ホテル」、「旅館」といった言葉を使う場合は、看板等に簡易宿所営業である旨を記載する。</p>	修正
名称	<p>法第3条に規定する営業の種別にあつた名称にすること。 ただし、事情により止むを得ず種別とは異なる名称とする場合は、本来の種別が分かるような措置を講ずること。 例：簡易宿所営業の施設名称に「ホテル」、「旅館」といった言葉を使う場合は、看板等に簡易宿所営業である旨を記載する。</p>					
名称	<p>法第2条に規定する営業の種別にあつた名称にすること。 ただし、事情により止むを得ず種別とは異なる名称とする場合は、本来の種別が分かるような措置を講ずること。 例：簡易宿所営業の施設名称に「ホテル」、「旅館」といった言葉を使う場合は、看板等に簡易宿所営業である旨を記載する。</p>					
<p>9 旅館業営業許可申請書の添付書類（細則第2条第2項） (省略)</p>	<p>9 旅館業営業許可申請書の添付書類（細則第2条第2項） (省略)</p>					
<p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="94 1222 987 1455"> <tr> <td data-bbox="94 1222 304 1455"> <p>その他保健 所長が必要 と認める書 類 (第12号)</p> </td> <td data-bbox="304 1222 987 1455"> <p>次に掲げるものとする。 (3) 給水設備関係等の書類 (ア 省略) イ 入浴設備にあつて、水道水若しくは専用水道、 同条第7項に規定する簡易専用水道、簡易給水水</p> </td> </tr> </table>	<p>その他保健 所長が必要 と認める書 類 (第12号)</p>	<p>次に掲げるものとする。 (3) 給水設備関係等の書類 (ア 省略) イ 入浴設備にあつて、水道水若しくは専用水道、 同条第7項に規定する簡易専用水道、簡易給水水</p>	<p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="987 1222 1883 1455"> <tr> <td data-bbox="987 1222 1198 1455"> <p>その他保健 所長が必要 と認める書 類 (第12号)</p> </td> <td data-bbox="1198 1222 1883 1455"> <p>次に掲げるものとする。 (3) 給水設備関係等の書類 (ア 省略) イ 入浴設備にあつて、水道水若しくは専用水道、 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道、簡</p> </td> </tr> </table>	<p>その他保健 所長が必要 と認める書 類 (第12号)</p>	<p>次に掲げるものとする。 (3) 給水設備関係等の書類 (ア 省略) イ 入浴設備にあつて、水道水若しくは専用水道、 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道、簡</p>	修正
<p>その他保健 所長が必要 と認める書 類 (第12号)</p>	<p>次に掲げるものとする。 (3) 給水設備関係等の書類 (ア 省略) イ 入浴設備にあつて、水道水若しくは専用水道、 同条第7項に規定する簡易専用水道、簡易給水水</p>					
<p>その他保健 所長が必要 と認める書 類 (第12号)</p>	<p>次に掲げるものとする。 (3) 給水設備関係等の書類 (ア 省略) イ 入浴設備にあつて、水道水若しくは専用水道、 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道、簡</p>					

	道又は横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第2条第6号に規定する小規模受水槽水道以外の水を原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する場合は、細則第5条第1項に定める項目に関する水質検査成績書の写し (5)から(8)まで省略
--	--

(省略)

【申請される方の参考となる事項】

(省略)

○旅館業法施行細則（昭和61年6月23日 横浜市規則 第66号）

(省略)

第5条 (省略)

(1)省略

(2) (省略)

(1及び2省略)

3 大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
--------	---------------------	---

(4省略)

(省略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

(省略)

4 旅館業法施行細則の衛生措置等の基準（細則第4条及び第5条）
次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

(省略)	
検査の方法 (第5条第	(省略) (1) 色度、濁度、pH値、 <u>全有機炭素の量</u> 及び大腸菌

	易給水水道又は横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第2条第6号に規定する小規模受水槽水道以外の水を原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する場合は、細則第5条第1号に定める項目に関する水質検査成績書の写し (5)から(8)まで省略
--	--

(省略)

【申請される方の参考となる事項】

(省略)

○旅館業法施行細則（昭和61年6月23日 横浜市規則 第66号）

(省略)

第5条 (省略)

(1)省略

(2) (省略)

(1及び2省略)

3 大腸菌	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
-------	---------------------	---

(4省略)

(省略)

○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項

(省略)

4 旅館業法施行細則の衛生措置等の基準（細則第4条及び第5条）
次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。

(省略)	
検査の方法 (第5条第	(省略) (1) 色度、濁度、pH値及び <u>全有機炭素の量</u>

修正

細則改正による
改正

(3)へ整理

<p>1号及び2号)</p>	<p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)の当該各号に掲げる事項に応じ、当該各号に掲げる方法</p> <p>(注) <u>大腸菌の検査方法である特定酵素基質培地法は、海水を含む試料では海洋細菌により偽陽性となることがあるため、海水を含む検体で大腸菌陽性になった場合は、ダーラム管が入ったECブイヨン10mLに陽性検体100μLを接種し、44.5℃で培養してガス産生を確認する。ガス産生が認められた場合は特定酵素基質培地による検査結果を採用する。ガス産生が認められない場合は特定酵素基質培地による大腸菌陽性の結果は偽陽性と判定すること。</u></p> <p>(2)省略)</p>	<p>1号及び2号)</p>	<p>水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)の当該各号に掲げる事項に応じ、当該各号に掲げる方法</p> <p>(2)省略)</p> <p>(3) <u>大腸菌</u></p> <p>a <u>原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の場合</u> <u>水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)の当該号に掲げる事項に応じ、当該号に掲げる方法</u></p> <p>(注) <u>大腸菌の検査方法である特定酵素基質培地法は、海水を含む試料では海洋細菌により偽陽性となることがあるため、海水を含む検体で大腸菌陽性になった場合は、ダーラム管が入ったECブイヨン10mLに陽性検体100μLを接種し、44.5℃で培養してガス産生を確認する。ガス産生が認められた場合は特定酵素基質培地によ</u></p>	<p>告示改正による改正</p> <p>(3)へ整理</p> <p>細則改正による新設</p>
----------------	---	----------------	---	---

			<p><u>る検査結果を採用する。ガス発生が認められない場合は特定酵素基質培地による大腸菌陽性の結果は偽陽性と判定すること。</u></p> <p>b <u>浴槽水の場合</u></p> <p><u>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する大腸菌数の検定方法。なお、原則、試料は希釈せずに使用すること。</u></p> <p><u>(4) レジオネラ属菌</u> (省略)</p>	号ずれ
浴槽の清掃 (第5条第6号)	(1) 浴槽水を循環させる 当該規定中の「浴槽水を循環させる」とは、ろ過器を使用して浴槽水を循環させることのほか、加温のために浴槽水を循環させること（ <u>追い炊き機能</u> ）を含む。 (2)省略	浴槽の清掃 (第5条第6号)	(1) 浴槽水を循環させる 当該規定中の「浴槽水を循環させる」とは、ろ過器を使用して浴槽水を循環させることのほか、加温のために浴槽水を循環させること（ <u>追いだき機能</u> ）を含む。 (2)省略	修正
(省略)		(省略)		
原湯その他 浴用に使用する湯水を循環する場合（第5条第8号）	加温（ <u>追い炊き機能</u> ）又はろ過のために浴槽水を循環することは含まない。	原湯その他 浴用に使用する湯水を循環する場合（第5条第8号）	加温（ <u>追いだき機能</u> ）又はろ過のために浴槽水を循環することは含まない。	修正
(省略)		(省略)		
(以下省略)		(以下省略)		

現行	改正後	備考																		
<p>1 公衆浴場営業許可 (省略) 【申請される方の参考となる事項】 ○公衆浴場法施行細則（昭和 61 年 6 月 23 日横浜市規則第 67 号） (浴槽水等の水質基準) 第 12 条 (1 省略) 2 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="109 582 976 828"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="109 582 976 630">(1 及び 2 省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="109 630 264 777">3 <u>大腸菌</u>群</td> <td data-bbox="264 630 510 777">1 ミリリットル中に 1 個以下であること。</td> <td data-bbox="510 630 976 777">下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)第 6 条に規定する方法</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="109 777 976 828">(省略)</td> </tr> </table> <p>(省略) ○公衆浴場法施行条例等の運用について (省略) 4 細則の運用について (1) 公衆浴場の営業の許可（細則第 2 条） <u>ウ</u> 公衆浴場営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項） (省略) (11) 浴槽水等の水質基準（細則第 12 条第 1 項及び第 2 項） ア 水質検査の方法 (省略) (ア) 色度、濁度、pH 値、<u>全有機炭素の量及び大腸菌</u> 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）の当該各号</p>	(1 及び 2 省略)			3 <u>大腸菌</u> 群	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)第 6 条に規定する方法	(省略)			<p>1 公衆浴場営業許可 (省略) 【申請される方の参考となる事項】 ○公衆浴場法施行細則（昭和 61 年 6 月 23 日横浜市規則第 67 号） (浴槽水等の水質基準) 第 12 条 (1 省略) 2 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="1003 582 1870 828"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1003 582 1870 630">(1 及び 2 省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 630 1158 777">3 <u>大腸菌</u></td> <td data-bbox="1158 630 1404 777">1 ミリリットル中に 1 個以下であること。</td> <td data-bbox="1404 630 1870 777">下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)第 6 条に規定する方法</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1003 777 1870 828">(省略)</td> </tr> </table> <p>(省略) ○公衆浴場法施行条例等の運用について (省略) 4 細則の運用について (1) 公衆浴場の営業の許可（細則第 2 条） <u>イ</u> 公衆浴場営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項） (省略) (11) 浴槽水等の水質基準（細則第 12 条第 1 項及び第 2 項） ア 水質検査の方法 (省略) (ア) 色度、濁度、pH 値及び<u>全有機炭素の量</u> 水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）の当該各号に掲</p>	(1 及び 2 省略)			3 <u>大腸菌</u>	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)第 6 条に規定する方法	(省略)			<p>備考</p> <p>細則改正による改正</p> <p>修正</p> <p>(ウ)へ整理 告示改正による改正</p>
(1 及び 2 省略)																				
3 <u>大腸菌</u> 群	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)第 6 条に規定する方法																		
(省略)																				
(1 及び 2 省略)																				
3 <u>大腸菌</u>	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)第 6 条に規定する方法																		
(省略)																				

<p>に掲げる事項に応じ、当該各号に掲げる方法</p> <p><u>(注) 大腸菌の検査方法である特定酵素基質培地法は、海水を含む試料では海洋細菌により偽陽性となることがあるため、海水を含む検体で大腸菌陽性になった場合は、ダーラム管が入った EC ブイヨン 10mL に陽性検体 100μL を接種し、44.5$^{\circ}$C で培養してガス産生を確認する。ガス産生が認められた場合は特定酵素基質培地による検査結果を採用する。ガス産生が認められない場合は特定酵素基質培地による大腸菌陽性の結果は偽陽性と判定すること。</u></p> <p>(イ)省略</p> <p><u>(ウ) レジオネラ属菌</u> (以下省略)</p>	<p>掲げる事項に応じ、当該各号に掲げる方法</p> <p><u>(ウ) 大腸菌</u></p> <p>a <u>原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の場合</u> 水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）の当該号に掲げる事項に応じ、当該号に掲げる方法</p> <p><u>(注)大腸菌の検査方法である特定酵素基質培地法は、海水を含む試料では海洋細菌により偽陽性となることがあるため、海水を含む検体で大腸菌陽性になった場合は、ダーラム管が入った EC ブイヨン 10mL に陽性検体 100μL を接種し、44.5$^{\circ}$C で培養してガス産生を確認する。ガス産生が認められた場合は特定酵素基質培地による検査結果を採用する。ガス産生が認められない場合は特定酵素基質培地による大腸菌陽性の結果は偽陽性と判定すること。</u></p> <p>b <u>浴槽水の場合</u> 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する大腸菌数の検定方法。なお、原則、試料は希釈せずに使用すること。</p> <p><u>(エ) レジオネラ属菌</u> (以下省略)</p>	<p>(ウ)へ整理</p> <p>細則改正による 新設</p> <p>号ずれ</p>
---	--	--